

# 令和4年第3回阿武町議会臨時会 会議録

令和4年5月12日(木曜日)

開会 9時00分 ~ 閉会 9時44分

## 議事日程

開会 令和4年5月12日(木) 午前9時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

町長あいさつ

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 訴えの提起をすることについて

日程第4 議案第2号 令和4年度阿武町一般会計補正予算(第1回)

## 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

## 出席議員(7名)

1番 米津高明

2番 上村萌那

4番 西村容子

5番 松田 穰

6番 池田倫拓

7番 副議長 市原 旭

8番 議長 末若憲二

#### 欠席議員(1名)

3番 白松靖之

#### 説明のため出席したもの

町長 花田憲彦

副町長(総務課長事務取扱) 中野貴夫

教育長 能野祐司

まちづくり推進課長 藤村憲司

健康福祉課長 矢次信夫

戸籍税務課長 水津繁斉

農林水産課長 野原 淳

土木建築課長 高橋仁志

教育委員会事務局長 藤田康志

会計管理者 近藤 進

福賀支所長 佐村秀典

宇田郷支所長 小野裕史

欠席参与 なし

## 事務局職員出席者

議会事務局長                      三 浦      貴

議会書記                              平 田 祥 子

開会 9時00分

### 開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席下さい。

○議長 開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。今年も5月に入り、新型コロナウイルスによる移動制限のないゴールデンウィークも終わりました。観光地はそれぞれ賑わっていて、少しでも経済の回復が見られたようですが、このゴールデンウィーク後、新型コロナウイルスの感染が増加傾向にあるのが少し心配しております。

そんな中、本日、阿武町議会第3回臨時会が招集されました。議員各位には、田植等大変忙しい中、又、急にもかかわらず応召御出席賜りましたこと、ありがとうございます。

本臨時会は、4月に行った住民税非課税世帯への臨時特別給付金の誤送金に関しましての議案であります。町民の皆様も非常に大きな関心を持っておられますので、議員各位の慎重なるご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。簡単ですが開会のご挨拶といたします。

○議長 本日の出席議員は7人です。白松議員は体調不良により欠席であります。ただ今より令和4年第3回阿武町議会臨時会を開会します。

### 議長諸般の報告

○議長 これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり、議案説明、質疑、

討論、採決です。これより日程に入るに先立ち、過ぐる3月2日開催の令和4年第2回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め、諸般の報告を行います。

3月19日 みどり保育園卒園式がみどり保育園で開催され、本職が出席しました。

3月29日 山口県町議会議長会定例会が山口県自治会館で開催され、本職が出席しました。

4月1日 阿武町立小中学校の教職員着任式が町民センターで開催され、本職が出席をしました。

4月5日 みどり保育園入園式がみどり保育園で開催され、本職が出席をしました。

4月27日 阿武町議会全員協議会が3階委員会室で開催され、全議員が出席されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

### 町長あいさつ

○議長 ここで本臨時会の開会にあたり、町長が挨拶を行います。町長。

○町長(花田憲彦) 青葉が薫り、風清らかな初夏の好季節となりましたが、議員各位におかれましては、公私ともにご多繁の中を、第3回阿武町議会臨時会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。心から厚く御礼を申し上げます。

さて、本議会臨時会につきましては、ご案内のとおり、先月の8日に発生した、国の新型コロナウイルスに係る支援策であります、住民税非課税世帯等に対して臨時給付金を、本来の振込とは別に、誤ってその内の1世帯に対して、二重に4,630万円を振込み、更に、これの回収が困難となっている為、これの回収に向けて民事訴訟を提起するために、地方自治法の規定により、訴えを提起することについて、及びこれに関連する弁護士費用等に係る補正予算について、議会のご議決をお願いするために招集させて頂きました。

本件につきましては、議員各位にはこれまで、全員協議会を含め数度に亘り協議、或いは情報提供等もさせて頂き、又マスコミの記者会見を2回、更に、町のホームページにも、私の説明と謝罪の動画、或いは文書を掲載する

など、情報提供に努めて3つたところではありますが、本日は、町民の皆さんにもなお詳しくお知りいただくため、後ほど議案説明の中で、改めてこれまでの経緯等の概略を含めて説明をさせていただきますが、何はともあれ、この様な事態が発生いたしましたことにつきましては、改めて町民の皆様、並びに多くの皆様に心からお詫び申し上げます。

なお、これまでも、警察の様な強制捜査権力の持たない中で、可能な限りの情報収集や調査を行って来たところではありますが、今後とも、公金の回収に向けて全力を傾注する所存でありますので、ご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ご提案申し上げます議案の概要をご説明申し上げます。先ず、議案第1号「訴えの提起をすることについて」につきましては、今回の事件について、原告を阿武町とし、被告を公金の誤振込の相手方の田口翔とする不当利得返還等請求訴訟を提起するものであります。

次に、議案第2号「令和4年度阿武町一般会計補正予算(第1回)」につきましては、今回の訴訟に要する弁護士費用等の計上であります。以上で議案説明を終わりますが、詳細につきましては、後ほど、担当参与の方からご説明いたさせますので、慎重審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番米津高明君、2番上村萌那君を指名します。

## 日程第2 会期の決定

○議長 会期の決定を議題とします。会期については、本日午前8時30分より議会運営委員会が開催され、協議がなされました。協議の結果は、お手元に配布の議事日程のとおりです。本臨時会の会期については、議事日程のとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定しました。

### 日程第3 議案第1号から日程第4 議案第2号まで

○議長 日程第3、議案第1号から日程第4、議案第2号までの2件を一括議題といたします。

○議長 日程第3 議案第1号「訴えの提起をすることについて」執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長(中野貴夫) それでは議案第1号「訴えの提起をすることについて」について、ご説明いたします。

本案件は、原告を阿武町とし、被告を阿武町大字福田下3437番地に住所を有する田口翔として、不当利得返還等請求事件の提訴をしようとするもので、地方自治法の規定により、議会のご議決を求めるものであります。

内容をご説明する前に、本事件についてのこれまでの経緯について、改めて概略を申し上げます。

先ず、議員各位もご案内のとおり、コロナ関連の住民税非課税世帯等に対する1世帯あたり10万円の臨時特別給付金の給付事務において、去る4月8日(金)に、3月末までに申請された463世帯に、各10万円を振り込んだところではありますが、この際に、事務手続きのミスにより、これとは別に、対象世帯の内の田口翔の指定する銀行の支店の口座に、合計額相当の4,630万円を2重に振込み、このことが、同日、指定金融機関の山口銀行からの指摘により判明いたしました。これを受けて町いたしましたも、同日判明後ただちに、誤振込み相手の田口翔に電話をしましたが繋がらないため、職員が自宅を訪問したところ、会うことが出来まして、状況を説明のうえ謝罪をいたしました。そして、返還の為には、直接本人による組戻しという銀行手続きが必要なことを伝え、指定銀行の支店のある他市までご足労頂き、手続きをしてもらいたい旨のお願いをし、本人の同意を得て、本人と、町の会計管理者及び職員1名が、お昼過ぎに公用車に同乗し、福賀の自宅を出発し、午後2時30分前には、指定銀行の支店に到着をいたしました。

ところがその時、下車するなり本人から突然「どうして欲しいか説明の文書

をくれ。今日は手続きをしない。」と求められ、その場で組戻しの銀行手続きを拒否されました。そして、その後も説得を試みましたが、交渉の甲斐なく、銀行窓口は営業時間を終了いたしました。そして、公用車の帰路においては、本人から「あとは自分で帰るから、途中で下ろしてくれ。」と求められ、物別れになりました。

なお、実は後日の調査で分かったことではありますが、誤振込のあった8日の当日、つまり、本人と役場の職員が指定銀行の支店に行ったけれども、突然手続きを拒否されたその日の内に、多分ではありますが、職員と別れた後と思われるが、本人がカード決済により多額のお金を引き出しをされていて、その後もほぼ毎日お金を動かし、2週間弱でほぼ全額が口座から無くなっていったことが判明いたしました。

翌日の9日(土)は、連絡が取れない状況でありました。そして10日(日)に、本人から、知り合いの弁護士と相談する旨の電話連絡がありました。更に11日(月)、及び12日(火)も連絡が取れませんでした。翌13日(水)に、県内の他市在住の母親の連絡先が判明しましたので、事態の説明をし、本人の説得をお願いし、翌14日(木)に、母親と私及び職員一人が、勤務先に赴き、責任者の了解を得て、本人と面会することが出来ましたが、本人は役場の非ばかりを述べ、「弁護士と話してから対応する。」との一点張りで、会話が成り立たない様な状況でありました。

翌15日(金)、町の顧問弁護士と、本人の関係する弁護士が話をし、「近いうちに本人と母親が銀行手続きをするので、その日が決まったら知らせることになった。」との連絡が顧問弁護士からありました。又同日、誤振込に関する記者会見を開催し、町長が状況説明と謝罪をいたしました。そして翌16日(土)から20日(水)までは、先方からの手続きの日の連絡を待っていたところでありました。そして21日(木)ではありますが、銀行手続きに行く日の連絡を待っていましたが、一向に連絡がなく、週末も近づくので、手続きしてもらえる日を確認するため、こちらから本人に電話を入れましたが、連絡は相変わらず取れませんでした。そこで、数回にわたり自宅を訪問すると、車はありましたが、玄関でいくら声を掛けても応答がありませんでした。そして夕方、自宅を再度訪問し、偶然、屋外でタバコを吸っていた田口翔本人に接触することが出来ましたが、その時「お金は既に動かした。もう戻せない。犯罪になることは分かっている。罪は償う。」との発言がありました。

そして翌 22 日(金)に、公金の返還拒否に関する記者会見を開催し、町長が、状況説明と謝罪をしたところでもあります。更に 26 日(火)、町のホームページで、町長が町民に対し、状況説明と謝罪の動画と文書を発出いたしました。なお、翌 27 日(水)には、明確な証拠がないため、実名は避けましたが、町議会全員協議会で状況及び今後の対応について説明したことはご案内のとおりです。以上が、これまでの経緯の概略であります。この間、町としても田口翔に渡ったお金の流れについて、各方面の力を借りて、ずっと追跡或いは調査をしております。ここに来てようやくその一部が明らかになって参りましたので、今回実名を公表し、訴えを提起することになったところでもあります。

前置きが長くなりましたが、改めまして議案第 1 号「訴えを提起することについて」をご説明いたします。

まず、訴訟等を提起することにつきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号で、議会の議決が必要になります。訴えの内容であります。当事者は、原告が阿武町、被告が阿武町大字福田下 3437 番地の田口翔となります。事件名は、不当利得返還等請求事件であります。請求の趣旨は、1 被告は、原告に対し、金 51,159,939 円及びこれに対する令和 4 年 4 月 8 日から支払済まで年 3 分の割合の金員を支払え。2 訴訟費用は被告の負担とする。との判決並びに 1 項につき仮執行の宣言を求め。となります。

なお、金額の 51,159,939 円につきましては、不当利得金額である 4,630 万円に、弁護士費用や調査等に要した諸経費を加えた額となります。

なお、被告の田口翔につきましては、現在勤め先を退職し、電話連絡も取れず、福賀の住所地にも不在で、所在不明の状態となっております。以上で、議案説明を終わります。

○議長 続いて、日程第 4 議案第 2 号「令和 4 年度阿武町一般会補正予算(第 1 回)」について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは、議案第 2 号「令和 4 年度阿武町一般会計補正予算(第 1 回)」について、ご説明をいたします。議案書の 2 ページをお願いいたします。今回の補正額は、予算総額に 1,300 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、31 億 4,100 万円と定めるものであります。又、第 2 項において、歳入歳出の予算の款、項の区分とその金額は、別冊予算書の第 1 表歳入歳出予算補正のとおり



りとするものであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて補正予算書の説明を求めます。副町長。

○副町長 補正予算書の8ページをお願いいたします。2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費は、1,300万円の増額です。これは、議案第1号の訴訟に関する経費であります。先ず12節 委託料の440万円につきましては、訴訟に係る弁護士経費の着手金及び実費経費等であります。なお、弁護士費用につきましては、通常、着手金と成功報酬がありますが、今回は着手金に対する補正額で、一方の成功報酬につきましては、議案第1号の原告に対して請求するものとして、請求金額の中に含まれております。

次に21節 補償補てん及び賠償金の860万円につきましては、現在、当事者が振り込んでいる2つの銀行の口座を仮差し押さえするため、山口地方法務局への供託金で、判決が確定すれば最終的には返ってくるものであります。

続きまして6ページをお願いいたします。歳入についてご説明をいたします。19款1項1目 繰越金は、1,300万円の増額です。これは今回の補正予算に係る一般財源所要額の財源手当に係る増額であります。以上で説明を終わります。

○議長 以上で、議案説明を終わります。ここで、お諮りします。この議案第1号から議案第2号につきましては、特別委員会に付託することなく、ただちに審議したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 ご異議ないようですので、ただちに審議に入ります。それでは、ただ今の執行部の説明に対する質疑を行います。質疑は、議案第1号から議案第2号まで一括して行います。一括して質疑はありませんか。

○議長 6番、池田倫拓君

○池田議員 ここにきて初めて被告として田口翔という名前があがってきたわけですが、この人の詳細と言いますか、年齢や性別、職業、地元の人なのか移住されてきた方なのかという部分と、住民の関心のあるのは、どこの行政区で生活しているのか、それと家族構成などを又教えてもらえたらと思っております。副町長から説明はあったんですけど、現在、今、その所在がわかっているのかということをもう少し詳しく教えてもらえたらと思っております。

○議長 副町長。

○副町長 当事者は、今から約1年半前の令和2年10月に、空き家バンク

を利用して、福賀地区の行政区は新生というところになりますが、そこに転入して来た、現在24歳の男性でありまして、1人で暮らしておりました。勤め先は萩市内の店舗に勤めておりましたが、現在は退職しておるといふ風に聞いておりますし、確認もしております。現在もですね、自宅を頻繁に確認しておりますが、どうも不在のようでありまして、電話及びメールで何度も連絡を取っておりますが、一向に携帯電話も繋がらないような状況で、現在全く所在が不明な状況であります。以上で説明を終わります。

○議長 6番、よろしいですか。

○池田議員 はい。

○議長 続いて、他にありませんか。

○議長 4番、西村容子君

○西村議員 るる説明を頂きました。本当に皆も住民の皆さんもすごい勝手な憶測ばかりするので、今こうして名前を聞いて、詳細が分かりましたけど、本人がここで4月21日「罪はつぐなう。」と発言がありました。で逮捕されないんですかとか、そういう問い方もあるので、その1つお尋ねです。そして2件目ですけど、山口銀行からどこの取引銀行なのかというのもお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 副町長。

○副町長 お答えいたします。現在、刑事事件としても警察にお願いをして捜査が進められておりますが、どこまで警察の方の捜査が進んでいるかということは私たちは分かりかねますが、本人の自白だけでは証拠能力がなく、裏付けとなる物証等も必要でありまして、現在のところ、まだ容疑や罪状等が固まっていないため、まだ逮捕には至っていないという風に認識をしております。それと2点目の銀行名であります。山口銀行から振り込まれた先は、三菱UFJ銀行の宇部支店であります。これまでこの銀行名も伏せておりましたが、約ここから2時間かけて又帰ってくると4時間以上かかるので、私たちも大変当事者に対して当初ご迷惑をかけると思っておりましたが、こういう事態になってしまいました。以上で終わります。

○議長 4番、よろしいですか。

○西村議員 はい。

○議長 続いて質疑はありますか。

○議長 5番、松田 穰君。

○松田議員 今回提訴に至るといことなんですが、我々普段生活してても裁判とか馴染みがないので、ちょっとお伺いしたいんですけど、この所在不明の相手、連絡がつかない相手に対して裁判を行うというのはどういった形になるのかな、内容が分かればと思ひまして、こちらのご説明をいただければと思ひます。

○議長 副町長

○副町長 本日、議会の議決をいただければ、ただちに提訴する予定としております。提訴することによって、裁判の日程等が決まって来ますが、本人の所在が不明で召喚通知が本人の手元に届かないということであれば、裁判所等の掲示板に張り出す公示送達を2週間行うことで、本人に通知されたと見なされますので、結果的には、欠席裁判になることも考えられますが、判決がくだされることになろうかというふうに思っております。以上です。

○議長 5番、よろしいですか。

○松田議員 はい。

○議長 続いて質疑はありますか。

○議長 2番、上村萌那君。

○上村議員 今から民事裁判を行うといことなんですが、判決が実際に出てもですね、相手の田口翔ですかね、支払能力が無く回収が出来なくなった場合、今後どういった展開になっていくのかといことについて、ご説明頂きたいと思ひます。

○議長 副町長。

○副町長 判決が出ればですね、実は現在あの当事者が振り込んでいる口座を仮差し押さえしている2つの銀行がありまして、その2つの銀行に対して仮差し押さえから本差し押さえに変更して強制執行することが出来ますが、銀行側が返金等に応じない場合は、新たに議会の同意を得て、取立訴訟をそれぞれの銀行に対して行うことになろうかという風に思っております。又、現在、水面下で行っている調査の結果が出れば、そちらの方の対応も含めて検討して参りますが、何れにいたしましても、引き続き委託している弁護士と相談しながら対応していくこととしておりますので、

ご理解のほどよろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

○議長 2番、よろしいですか。

○上村議員 はい。

○議長 他に質疑はありますか。

○議長 1番、米津高明君

○米津議員 まず町民の皆様をお願いなんですけども、私もIターン移住者の1人で、そういう方が沢山この町にはいらっしゃるんで、みんなが同じような目で見て欲しくない、普通にちゃんと町民として暮らされてる方の方が多いと思いますので、そういうことをお願いしたいと思います。

それと本来なら付帯決議、付帯出来ちんと審議をしてもらった方が私はいいと考えたんですけども、今回の裁判が早く行うということで、まあ同意はしました。それとこの件に関して、執行部をはじめ担当の方の職員に対する色々な処罰ですか、そういう風なのをどうされるか、そういうのを町長にちょっとお伺いしたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 町長。

○町長 ミスをした職員等についての処分のことでありますが、あの大切な公金であり、又、多額な公金を誤振込をしたということで、大変なご迷惑を掛けておりますが、重大な人的なミスでありまして、又一方で見方によれば支出の仕組みやシステムの問題でもありますので、私も含めて懲戒なのか分限なのかは今後検討することとして、処分は行いたいという風に思っております。

ただ、時期や内容につきましては、今は当面の公金の回収に向けて訴訟等に全力を注いでおりますので、精一杯でありますので、ある程度ことが落ち着いた段階で内容については判断したいという風に思います。以上です。

○議長 1番、よろしいですか。

○米津議員 はい。

○議長 他にありますか。

○議長 7番、市原 旭君

○市原議員 今後の対応について数点伺います。再発防止についてですが、通常の伝票処理の一部を僅かに間違った処理をしたといった、今回そんな単純なミスであったという説明であったと思います。誰にでもミスはあります。ミスはあるべきとして、そのミスを起こしても、それが大事に至らないような2重3重のチェックを再発防止策として望みますが、見解を求めたいと思います。

次に、議員はこれまでも先ほどからも説明があったように、数回説明を受けております。住民に対する対応を伺います。住民に対し謝罪を含めた経緯の説明を今後どのようにされるおつもりなのか、今後の対応を伺いたいと思います。

○議長 町長。

○町長 前段のご指摘はまさにご指摘の通りであります。担当部署の職員はもとより、全職員の指導を徹底するとともに、町全体として事務事業における処理の在り方、或いはシステム内容について精査して二度とこのようなことが起こらないように努めてまいり所存でございます。又2点目、町民へのお詫び等についてであります。先ほどありましたように、これまでも2回記者会見を開きお詫びや状況の説明をし、又、町のホームページやYouTubeを使って動画や文書の配信によるお詫びと状況説明もしてきたところでありますが、改めて、広報の5月号、5月20日発行号ですが、これに2ページを使いましてこの件に関するお詫び、そして、経緯等を掲載する、今日お配りしたこれが大まかな原稿的になりますが、このものを広報の中に、若干違うかもしれませんが、だいたいこの2ページを使って、このようなものを町民の皆様にはお配りし、広報の中に記事として掲載し、状況等の説明、或いはお詫びとさせて頂きたいという風に考えております。以上です。

○議長 7番、よろしいですか。

○市原議員 はい。了解しました。

○議長 他に質疑はありませんか。質疑よろしいですか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 続いて、討論に入ります。討論は、議案第1号から議案第2号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これより採決に入ります。採決は1議案ごとに行います。採決の方法は、起立により行います。

まず、議案第1号、訴えの提起をすることについてお諮りします。原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(「起立全員」)

○議長 ご着席下さい、起立全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第2号、令和4年度阿武町一般会計補正予算(第1回)を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(「起立全員」)

○議長 ご着席下さい、起立全員です。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長 以上で、今期臨時会に付議されました案件はすべて議了しました。ここで、町長が閉会のあいさつを行います。町長。

○町長 一言ご挨拶を申し上げます。先ずは、ご提案いたしました訴訟の提起、並びにこれに関連する一般会計補正予算につきまして、ご議決賜り誠にありがとうございます。

この上は、公金の回収に向け、なお一層努力を傾注して参る所存でございます。公金を振り込んだことは、勿論、役場に大きな責任があり申し開きようもありませんが、だからと言ってそれを使って良いということは、私は別問題だという風に思います。

巷では「本人が、自白しているのだから名前を公表し、捕まえて自白させれば良い。」という風なご意見もあります。ごもっともだという風に思います。ただ、ご承知の様に、自白のみでは証拠能力にはならず、裏付けとなる証拠等がある程度判明し、明らかになるまでは、実名等は、公表したくても公表出来ない苦しい事情があったことはご理解願えればと思います。

町には、警察のように逮捕や関係書類の押収といったような強制的な権限はありません。

又、犯罪を罰する刑事罰と、お金を取り戻す民事事件とは全く別ものでありまして、犯人を逮捕したからと言って、お金が返ってくる訳ではなく、あくまでも証拠を積み重ねて、民事で取り返すしか方法がないのも実情でございます。

又、他方では、「町は一体、何をモタモタしているのか。」という風なお叱りも多く受けました。これも確かにおっしゃる通りであります。ただこれも先ほども申しました様に、強制権を持たない町としては、忸怩たる思いの中で、可能な限りの手段を講じて、口座の動き等の証拠の調査をして参りましたが、一方で、金融機関の預金者保護の高い壁の中で、調査に多くの手間と時間を要したことにしましては、大変申し訳ないと思いますが、町としてもこれまで最大限の努力をしてまいったことはご理解を賜りたいと思

ます。顧問弁護士とは、誤振込みをした当日から、ほぼ毎日、緊密に連絡を取っておりますし、警察につきましても既に職員の事情聴取も終わり、捜査も始まっています。

こうした中、これから、この訴訟がどういった展開になるか分かりませんが、場合によっては、本人の取引先銀行や、お金の移動先等も含めた第2段階、第3段階の民事訴訟もあり得ると考えております。

公金の誤振込という重大なミスを犯したことについて、改めまして町民の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、今後は、職員の指導はもとより、システムや事務事業を精査し、2度とこの様なことがないよう努めて参りたいと思います。

又、繰り返しにもなりますが、今後も、大切な公金の回収に向け、最大限の努力を傾注して参る所存でありますので、町民の皆様、或いは議員各位におかれましては、ご理解ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます、私からの閉会の挨拶とさせていただきます。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。これにて、令和4年第3回阿武町議会臨時会を閉会します。

全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

閉会 9時44分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

**阿武町議会議長 末 若 憲 二**

**阿武町議会議員 米 津 高 明**

**阿武町議会議員 上 村 萌 那**

